

伊丹市型水道・工業用水道弁栓用鉄蓋認定基準の一部を改正する要領（令和7年3月制定）

伊丹市型水道・工業用水道弁栓用鉄蓋認定基準（令和6年4月制定）の一部を次のように改正する。

次の表中下線部分（以下、改正前の欄にあっては「改正前部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正前部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正前部分のみ存在するときは、当該改正前部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改 正 前	改 正 後
<p><u>伊丹市型水道・工業用水道弁栓用鉄蓋認定基準</u></p>	<p><u>伊丹市型水道・工業用水道弁栓用鉄蓋の認定に関する取扱要領</u></p>
<p>（目的）</p> <p>第1条 この<u>基準</u>は、伊丹市水道事業及び工業用水道事業において使用する弁栓の<u>鉄蓋を認定する場合の基準として定めるものとする。</u></p>	<p>（目的）</p> <p>第1条 この<u>要領</u>は、伊丹市水道事業及び工業用水道事業において使用する弁栓用鉄蓋の<u>認定に関する取扱いについて必要な事項を定めることにより、事務の執行に係る基準及び手続きの適正化に資するとともに公正な判断を担保することを目的とする。</u></p>
<p>（認定基準）</p> <p>第2条 [略]</p> <p>（3）伊丹市型仕切弁ボックス仕様書（<u>令和6年4月1日</u>）及び伊丹市型消火栓・空気弁ボックス仕様書（<u>令和6年4月1日</u>）に記載の鉄蓋の規格等に適合し、製品検査に合格すること。ただし、伊丹市上下水道局の都合により検査を実施できなかった場</p>	<p>（認定基準）</p> <p>第2条 [同左]</p> <p>（3）<u>最新</u>の伊丹市型仕切弁ボックス仕様書及び伊丹市型消火栓・空気弁ボックス仕様書に記載の鉄蓋の規格等に適合し、製品検査に合格すること。ただし、伊丹市上下水道局の都合により検査を実施できなかった場合に限り、申請者による代理の</p>

<p>合に限り、申請者による代理の製品検査を可とする。 (様式3)(様式4)</p> <p>(認定処理の手続き)</p> <p>第3条 認定処理の手続きは、「伊丹市型水道・工業用水道弁栓用鉄蓋<u>認定基準</u>に係る申請について」を参照し、速やかに処理を進めること。</p>	<p>製品検査を可とする。 (様式3)(様式4)</p> <p>(認定処理の手続き)</p> <p>第3条 認定処理の手続きは、「伊丹市型水道・工業用水道弁栓用鉄蓋の<u>認定に関する取扱要領</u>に係る申請について」を参照し、速やかに処理を進めること。</p>
--	---

付 則

この要領は、令和7年4月1日から施行する。